

◎ 我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定等制定

【法令名】

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

【掲載官報】	令和元年 11 月 27 日 本紙第 140 号 2 ページ
【法令番号】	令和元年 11 月 27 日 法律第 57 号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	令和 2 年 4 月 1 日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 目的</p> <p>この法律は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とすることとした。（第 1 条関係）</p> <p>2 農林水産物・食品輸出本部</p> <p>(一) 農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部を置くこととした。（第 3 条関係）</p> <p>(二) 本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務をつかさどることとした。（第 4 条関係）</p> <p>(三) 本部の長は、農林水産物・食品輸出本部長とし、農林水産大臣をもって充て、本部員は、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等をもって充てることとした。（第 6 条及び第 7 条関係）</p> <p>3 基本方針等</p> <p>(一) 基本方針</p> <p>本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定めることとした。（第 10 条関係）</p> <p>(二) 国及び都道府県等の責務</p> <p>(1) 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有するものとし、事業者が行う輸出のための取組に必要な情報の提供等の援助を行うよう努めなければならないこととした。（第 11 条関係）</p> <p>(2) 都道府県等は、当該地域の実情に応じ、輸出を円滑化するために必要な手続の整備その他の施策を講ずる責務を有するも</p>

のとし、事業者が行う輸出のための取組に必要な情報の提供等の援助を行うよう努めなければならないこととした。

(第 12 条関係)

4 実行計画

本部は、基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画を作成することとした。(第 14 条関係)

5 輸出証明書の発行等

(一) 輸出証明書の発行

主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、輸出を行う事業者から申請があったときは、輸出証明書を発行することができることとした。(第 15 条関係)

(二) 適合区域の指定

主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、その区域における生産等の過程において有害な物質が混入するおそれがないこと等の要件に適合する区域において生産されること等が輸入条件として定められている農林水産物又は食品について、適合区域を指定するよう求められている場合には、適合区域を指定することができることとした。

(第 16 条第 1 項及び第 2 項関係)

(三) 適合施設の認定

主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていること等の要件に適合する施設において生産されること等が輸入条件として定められている農林水産物又は食品について、適合施設を認定するよう求められている場合であって、施設の設置者等から申請があったときは、適合施設を認定することができることとした。(第 17 条第 1 項～第 3 項関係)

6 登録認定機関

登録認定機関の登録を受けようとする者は、主務大臣に登録の申請をしなければならないものとし、主務大臣は、申請をした者が適合施設の認定等を適確に行うために必要な基準に適合していること等の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないこととした。(第 18 条及び第 20 条関係)

7 支援措置

(一) 農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、輸出事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが

WestlawJapan 法令あらし

	<p>できることとした。(第 34 条関係)</p> <p>(二) 認定輸出事業に食品等の流通の合理化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成 3 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項に規定する認定事業者とみなして、同法第 2 章第 3 節第 1 款等(株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け等)の規定を適用することとした。(第 36 条関係)</p> <p>(三) 認定輸出事業に製造過程の管理の高度化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成 10 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の認定を受けた者とみなして、同法第 10 条(株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け)の規定を適用することとした。(第 37 条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)・ 登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)・ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成 11 年法律第 183 号)・ 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)・ 農林水産省設置法(平成 11 年法律第 98 号)